

滋賀県琵琶湖地区における滋賀びわ湖漁業協同組合 彦根市松原支所の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 3 月 26 日
協定認定日 令和 6 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 本協定は、滋賀びわ湖漁業協同組合 彦根市松原支所に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理目標を定め、当該水産資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	琵琶湖	ニゴロブナ	刺網漁業
(2)	琵琶湖	セタシジミ	手繰第 3 種漁業（貝びき網漁業）
(3)	琵琶湖	アユ	刺網漁業 あゆ沖すくい網漁業
(4)	琵琶湖	ビワマス	刺網漁業

(資源管理の目標)

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- ニゴロブナ 滋賀県資源管理方針別紙 1－2 に定める資源管理の方向性
- セタシジミ 滋賀県資源管理方針別紙 1－3 に定める資源管理の方向性
- アユ 滋賀県資源管理方針別紙 1－4 に定める資源管理の方向性
- ビワマス 滋賀県資源管理方針別紙 1－5 に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取 組 内 容
(1) ニゴロブナ	6月1日から12月31日を採捕自粛期間とする。意図せず採捕された場合には、再放流することとする。
(2) セタシジミ	近江大橋の草津行き車線区分線以北では8月1日から8月15日を採捕自粛期間とする。また、次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域を採捕自粛区域とする（沖島南漁場保護区）。 ア北緯 35 度 10 分 39.0 秒 東経 136 度 1 分 42.0 秒 イ北緯 35 度 10 分 39.0 秒 東経 136 度 2 分 13.0 秒 ウ北緯 35 度 10 分 20.0 秒 東経 136 度 2 分 13.0 秒 エ北緯 35 度 10 分 20.0 秒 東経 136 度 1 分 42.0 秒 近江大橋の草津行き車線区分線以南では、瀬田川の大津市玉野浦と大津市晴嵐に架かる瀬田川共同橋（水道橋）の上流端と琵琶湖線の北側鉄橋（上り線）の下流端までの区域を採捕自粛区域とする。
(3) アユ	漁期当初の11月21日から11月30日を採捕自粛期間とする。 水産試験場が実施する資源調査等により、その年の産卵量が30億粒未満と予測される場合は、漁期後半の7月以降に採捕自粛期間を設定する。なお、採捕自粛期間は、水産試験場の評価をふまえ、協定代表者等による協議を経て決定し、その決定事項に従う。採捕自粛期間中に意図せず採捕された場合には、再放流することとする。
(4) ビワマス	水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合は、漁期後半の9月以降に採捕自粛期間を設定する。なお、採捕自粛期間は、水産試験場の評価をふまえ、協定代表者等による協議を経て決定し、その決定事項に従う。採捕自粛期間中に意図せず採捕された場合には、再放流することとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 すべての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、滋賀県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1) ニゴロブナ	操業日誌（漁獲報告）
(2) セタシジミ	操業日誌（漁獲報告）、操業場所記録
(3) アユ	操業日誌（漁獲報告）
(4) ビワマス	操業日誌（漁獲報告）

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。（また、貝搔網漁業について、セタシジミの漁獲量等を都道府県知事に報告するものとする。）

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に滋賀県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、滋賀県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更のあった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、滋賀県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について滋賀県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び疑義の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び滋賀県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所または氏名もしくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき、滋賀県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。